

環境経営促進金利優遇制度

— 京都ECOLEート —

対象となる方	<p>次のいずれかの要件を満たす京都府内の中小企業者又は組合の方</p> <p>① ISO14001の認証を取得していること。 ② KES環境マネジメントシステム・スタンダードの認証を取得していること。 ③ エコ京都21（地球温暖化防止部門）の認定（注）を受けていること。 ④ 京都府地球温暖化対策条例の計画書提出事業者及び京都市地球温暖化対策条例の特定事業者のうち、新たなエコ対策を行う環境配慮企業として知事の確認を受けていること。 ⑤ 京都府中小企業省エネ見える化診断、京都市中小事業者省エネ総合サポート事業等の支援を受け、かつ、省エネルギー設備を導入すること。 ⑥ S-MFCAの取組に係る確認書を取得していること。</p> <p>※ その他各融資制度の要件を満たすことが必要です。</p>
金利優遇措置	<p>京都府・京都市中小企業融資制度の融資利率を次のとおり優遇</p> <p>◆一般振興融資 年2.7%以内（0.2%優遇） ◆小規模企業おうえん融資ステップアップ枠 年1.9%（0.2%優遇） ◆経営発展支援融資（設備一般） 中小企業者・組合 年2.2%（0.2%優遇） 小規模企業者 年1.8%（0.1%優遇）</p>
申込方法 申込機関	<p>融資申込みの際に、本制度の利用希望をお伝えください。</p> <p>◆京都府・京都市制度融資取扱金融機関 （京都銀行、南都銀行、滋賀銀行、関西アーバン銀行、福邦銀行、 京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、 近畿産業信用組合、京滋信用組合、三菱東京UFJ銀行、商工中金）</p>
対象者別 お問い合わせ先	<p>① *各審査登録機関にお問い合わせください。</p> <p>②⑥特定非営利活動法人KES環境機構（075-321-4767）</p> <p>③④京都府文化環境部地球温暖化対策課（075-414-4708）</p> <p>⑤ 京都府文化環境部地球温暖化対策課（075-414-4708） 京都市環境政策局地球温暖化対策室（075-222-4555）</p>

（注）エコ京都21のうち「マイスター」「アドバンス」「スタンダード」の認定を受けたもの（「チャレンジ」登録を除く。）

※御利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、御希望に添えない場合があります。